

第2章 本県における地域福祉を取り巻く状況の変化

1 人口・世帯構造の変化

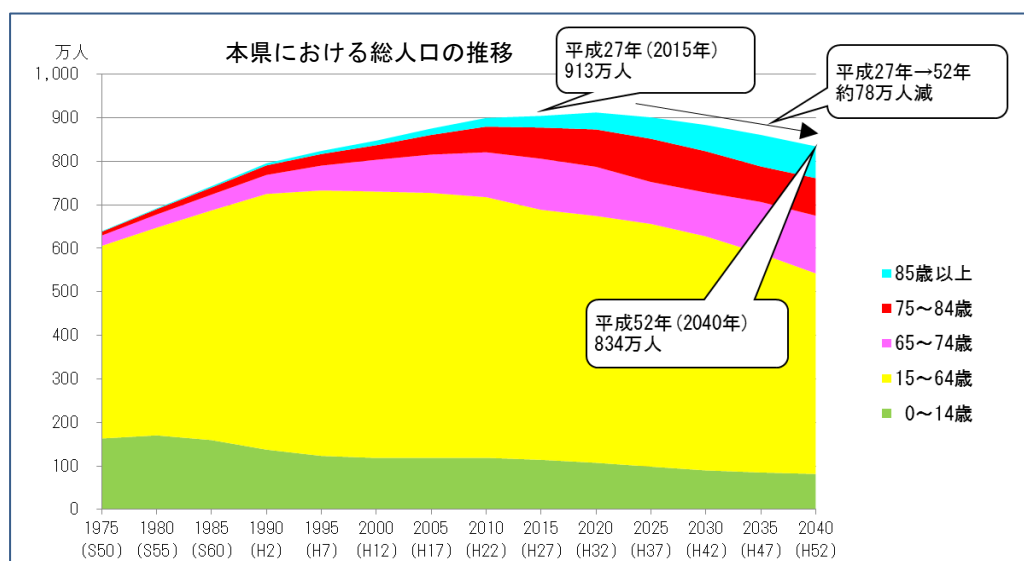
(1) 少子化・高齢化と人口減少

本県における総人口は、2015（平成 27）年度に約 913 万人となり、その 5 年後にピークを迎え、その後は、人口減少時代へ入っていくと予測されます。

また、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）は、2040（平成 52）年度には、2015（平成 27）年度から約 28%（32 万 3 千人）減少し、生産年齢人口（15 歳～64 歳）も約 20%（113 万 7 千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65 歳以上）は、約 35%（76 万 1 千人）増加すると見込まれます。

（単位：千人）

区 分	昭和 50年度 (1975)	平成 7 年度 (1995)	平成 22年度 (2010)	平成 27年度 (2015) (a)	平成 37年度 (2025)	平成 52年度 (2040) (b)	増減数 (b-a=c)	増減率 (c/a)
総人口	6,398	8,246	9,048	9,126	9,010	8,343	-783	-8.6%
65歳以上 () : 割合	337 (5.3%)	908 (11.0%)	1,820 (20.1%)	2,158 (23.6%)	2,448 (27.2%)	2,919 (35.0%)	761	35.2%
15～64歳 () : 割合	4,425 (69.2%)	6,098 (74.0%)	5,989 (66.2%)	5,744 (62.9%)	5,578 (61.9%)	4,607 (55.2%)	-1,137	-19.8%
0～14歳 () : 割合	1,632 (25.5%)	1,232 (14.9%)	1,188 (13.1%)	1,141 (12.5%)	984 (10.9%)	817 (9.8%)	-323	-28.3%

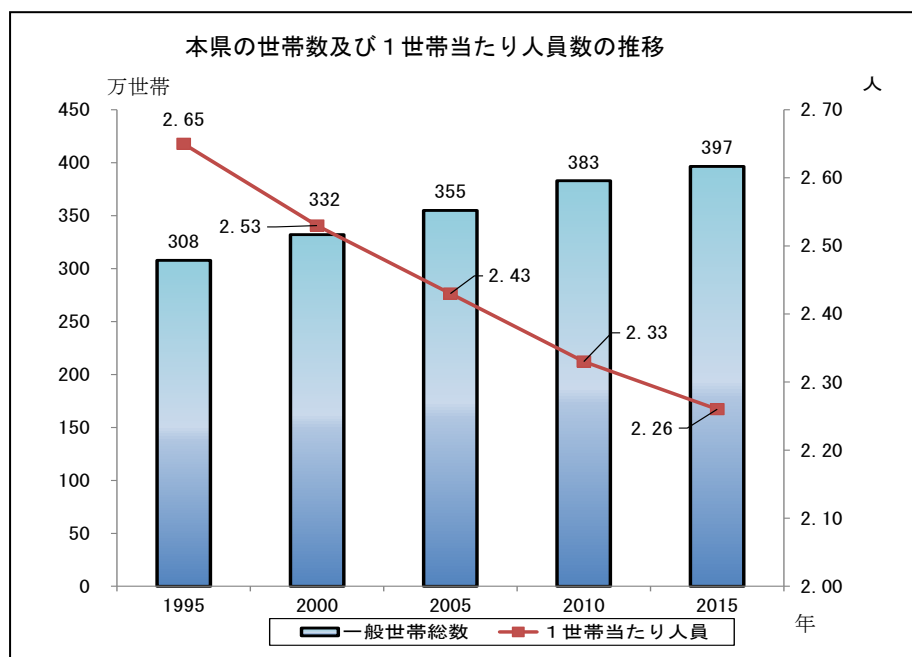


注1 平成 27 年度までは、国勢調査による。

2 平成 32 年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。（本県も独自に推計を行っているが、他県との比較等を可能にするため、国立社会保障・人口問題研究所の推計を使用。）

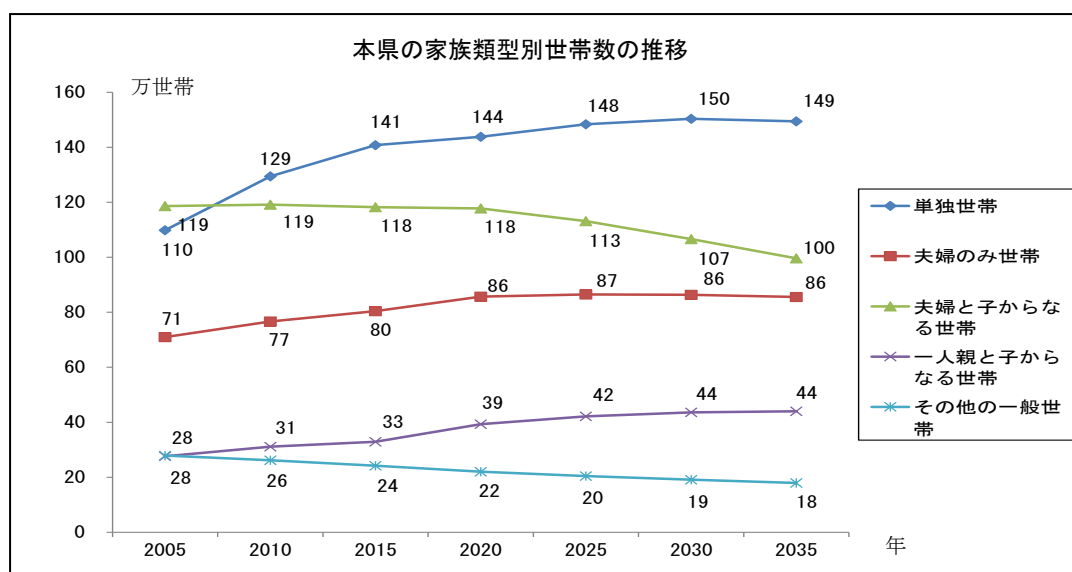
(2) 単独世帯の増加

本県の世帯数は、1995（平成 7）年に 308 万世帯であったところ、2015（平成 27）年には 397 万世帯と増加しています。一方で、1 世帯当たりの平均人員数を見ると、1995（平成 7）年に 2.65 人であったところ、2015（平成 27）年には 2.26 人と年々減少しています。



注 国勢調査による。

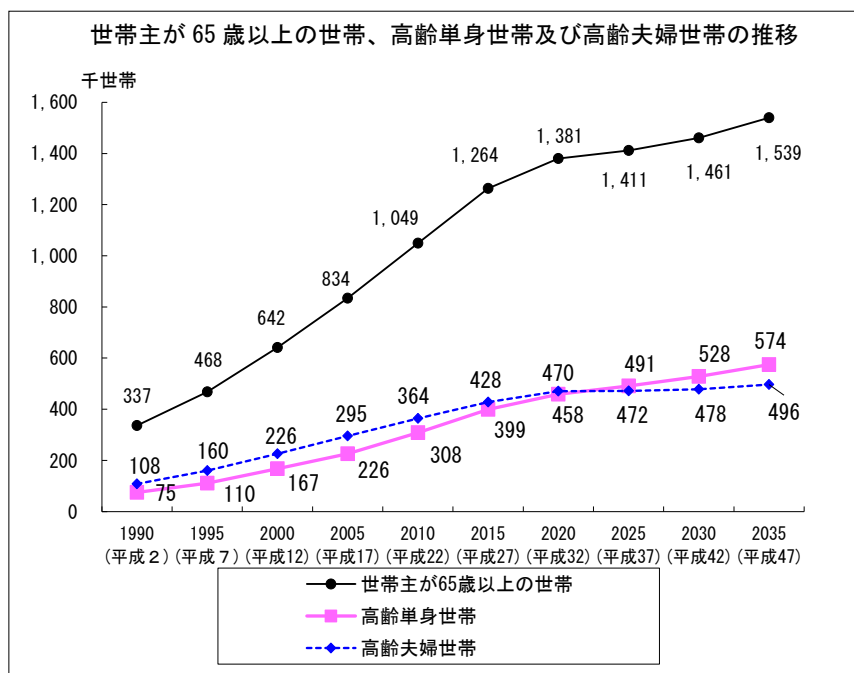
また、家族類型別にみると、単独世帯が著しく増加することが予測されており、2030（平成 42）年には約 150 万世帯でピークを迎えると予測されている一方で、夫婦と子からなる世帯は今後減少していくことが見込まれています。



注 2015 年までは国勢調査により、2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計。

さらに、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯も増加傾向にありますが、とりわけ高齢単身世帯数は、今後、高齢夫婦世帯数を超え、2035（平成 47）年度には、2015（平成 27）年度の約 1.4 倍となるものと予測されます。

この増加傾向は、他の高齢者世帯（世帯主が 65 歳以上の世帯；約 1.2 倍、高齢夫婦世帯；約 1.2 倍）よりも大幅なものであり、今後、高齢者世帯の単身世帯化が進んでいくものと予測されます。



平成27年度から47年度の伸び	
世帯主が65歳以上の世帯	約1.2倍
高齢単身世帯	約1.4倍
高齢夫婦世帯	約1.2倍

注 1 平成 27 年度までは、国勢調査による。

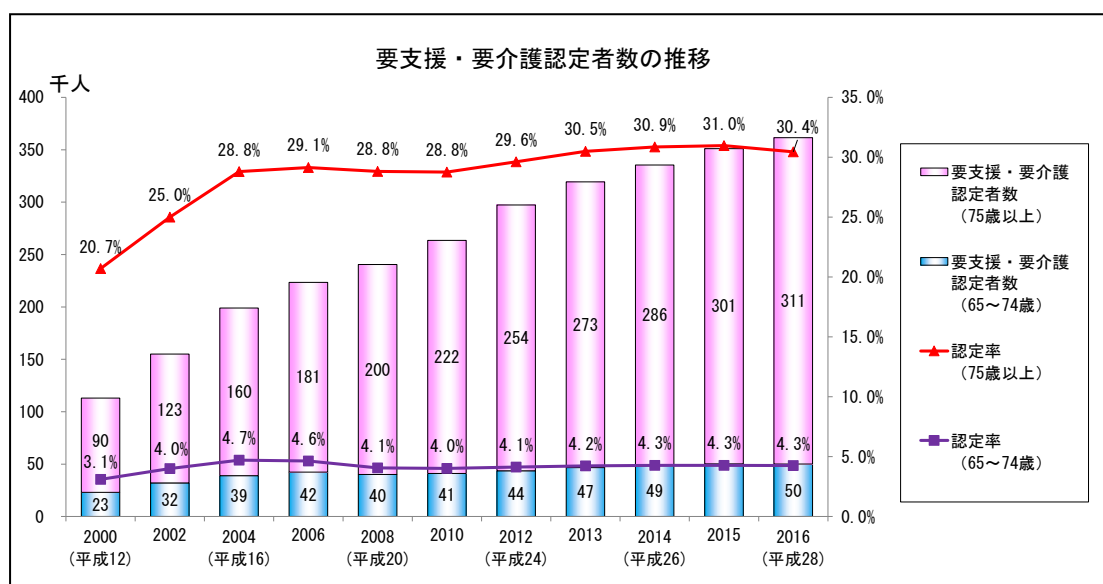
2 平成 32 年度以降は、国立社会保障・人口問題研究所による推計。

2 高齢者の状況

(1) 要支援・要介護認定者数の増加

高齢者人口の増加に伴い、介護保険における要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、2016（平成 28）年における認定者数（約 36 万 2 千人）は、介護保険制度が導入された 2000（平成 12）年度（約 11 万 3 千人）のおよそ 3.2 倍に増加しています。

一方、要支援・要介護認定率を見ると、ここ数年、65～74 歳で約 4 %、75 歳以上は 30%前後で推移しており、このことから、65～74 歳のうち 9 割以上、75 歳以上のうち 7 割の方は要支援・要介護認定を受けていない状況にあり、高齢者の多くが“元気な高齢者”であるといえます。

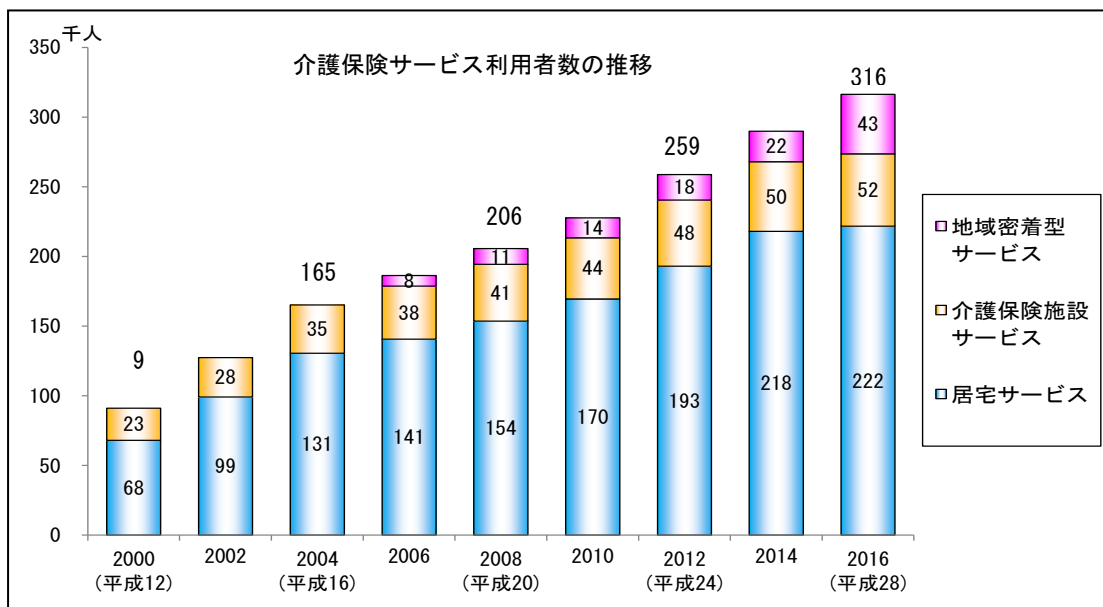


注1 介護保険事業状況報告による。(各年度9月末現在)

2 認定率で用いた65歳以上人口は、介護保険第1号被保険者数とした。

(2) 介護保険サービス利用者数の増加

要支援・要介護認定者数の増加に伴い、介護保険サービス利用者数も増加傾向にあります。2016（平成28）年度の居宅サービス利用者数は、2000（平成12）年度比で約3倍に増加しており、介護保険施設サービスも約2倍に増加しています。



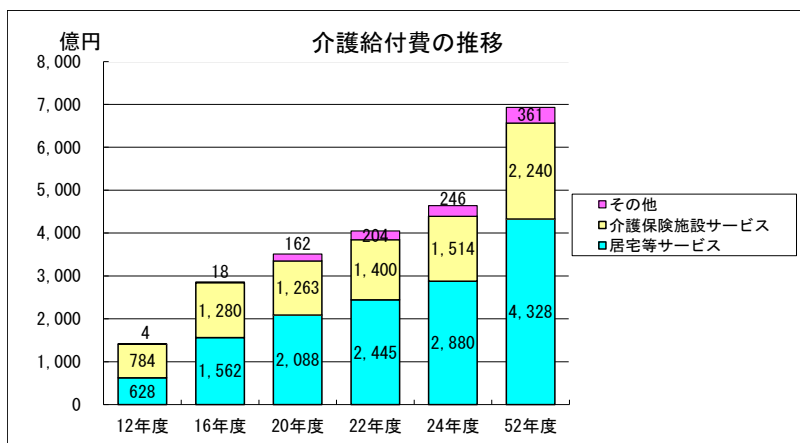
注1 介護保険事業状況報告による。(各年度9月の利用者数)

2 地域密着型サービス及び居宅サービスには、介護予防サービスを含む。

3 介護保険施設サービスは、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設の計。

(3) 介護給付費の増加 …今後修正

介護サービス利用者数の増加に伴い、介護給付費も増加傾向にあります。今後のサービス利用者数の増加の見込みを踏まえると、平成 52 年度の居宅等サービス給付費は平成 22 年度から 1,883 億円の増、介護保健施設サービスは 840 億円の増となります。



注 1 平成 24 年度までは、介護保険事業状況報告（年報）による。

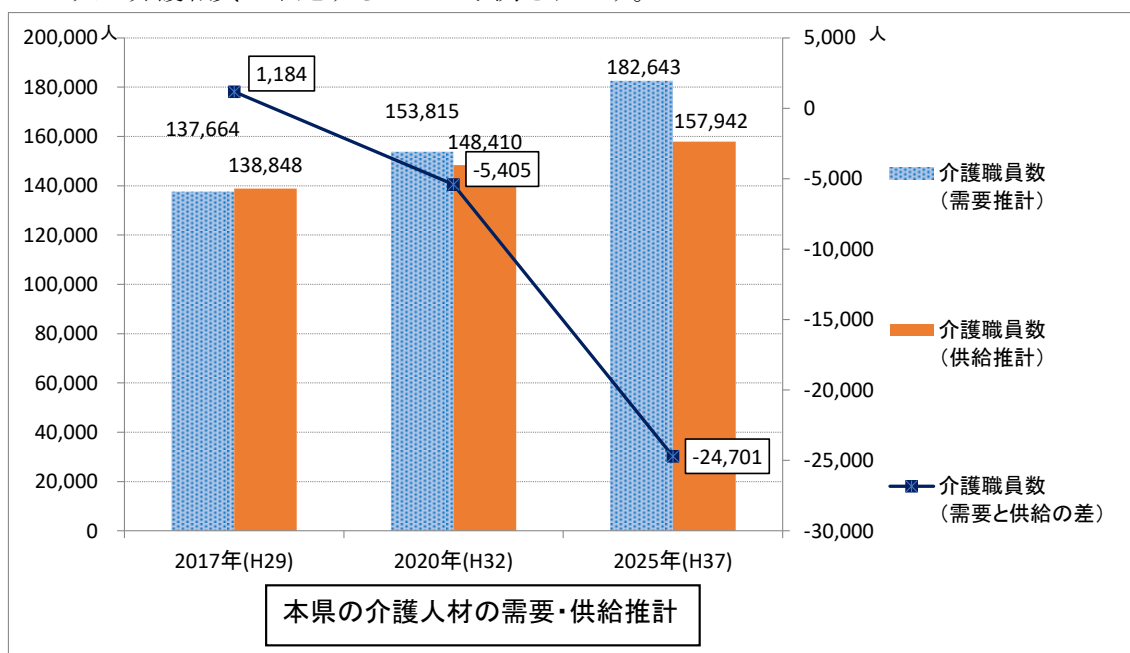
2 居宅介護サービスには、地域密着型サービス及び介護予防サービスを含む。

3 「その他」は、高額（医療合算）介護サービス費及び補足給付（食費・居住費）

4 平成 52 年度は、サービス利用者数の 22 年度から 52 年度における推計の伸びを適用して県高齢福祉課による推計。

(4) 介護人材の需要推計と供給推計（介護人材の不足）

本県では、平成 29 年度には、介護職員として働く数（供給推計）が、必要な介護職員数（需要推計）を上回っていますが、今後、高齢者が急増する中で、平成 32 年度には 5,400 人以上の介護職員が不足し、団塊の世代が 75 歳になる平成 37 年には約 25,000 人の介護職員が不足することが予測されます。



注 厚生労働省の「2025 年に向けた介護人材にかかる需給推計（確定値）」による。

(5) 平均寿命と健康寿命

本県の健康寿命は、男女とも全国に比べて長い状況です。平均寿命と健康寿命の差＝日常生活に制限のある期間は、男性が全国と比べて差が大きく、女性は全国よりも差が小さい状況です。

また、健康寿命の参考値としている「自分が健康であると自覚している期間の平均」は、本県は男女ともに全国よりも長くなっています。

平均寿命と健康寿命

(単位：年)

		男性		女性	
		H22	H25	H22	H25
神奈川県	平均寿命	80.36	80.89	86.74	87.09
	健康寿命	70.90	71.57	74.36	74.75
	差	9.46	9.32	12.38	12.34
全国	平均寿命	79.64	80.20	86.39	86.61
	健康寿命	70.42	71.19	73.62	74.21
	差	9.22	9.01	12.77	12.40

自分が健康であると自覚している期間 (単位：年)

	男性		女性	
	H22	H25	H22	H25
神奈川県	70.85	72.25	74.12	75.76
全国	69.90	71.19	73.32	74.72
差	0.95	1.06	0.80	1.04

注 厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」による。

(6) 地域包括支援センターの設置状況

2005（平成 17）年の改正介護保険法により導入された地域包括支援センターは、高齢者をはじめとする地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関であり、市町村において、将来的には中学校区ごとに 1 か所設置することを目指しつつ、地域の実情に応じた整備を行っているところです。2017（平成 29）年 4 月 1 日現在の設置数は 362 か所となっていますが、これは、県内平均で、センター 1 か所当たりの 65 歳以上人口が約 6,100 人、中学校区ごとの設置目標に対する進捗率が 88.7%という状況となっています。

地域包括支援センター設置数の状況

センター設置数(a)	65 歳以上人口(b)	センター 1 か所当たりの 65 歳以上人口(b/a)	(参 考)	
			中学校区(c)	センター設置進捗率(a/c)
362 か所	2,221,181 人	6,135.9 人	408	88.7%

注 1 県保健福祉局調べ。(2017 (H29) 年 4 月 1 日現在。)

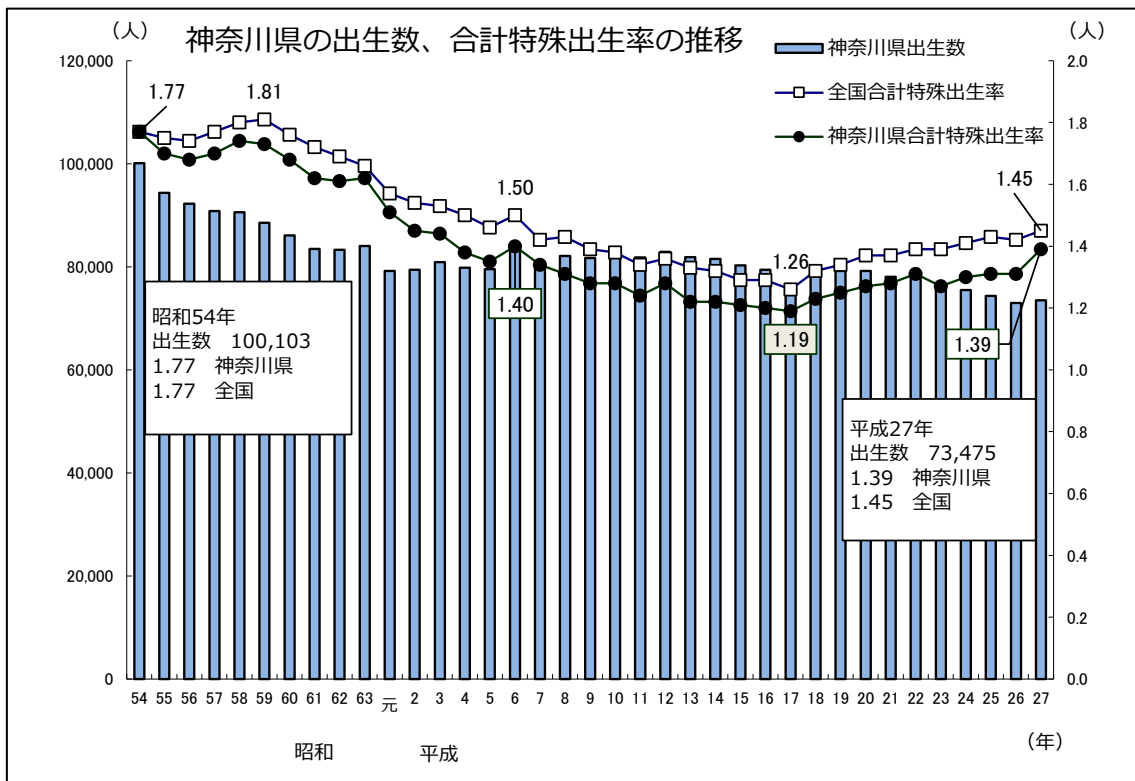
2 センター設置数は、ランチ・サブセンターを除く。

3 65 歳以上人口は介護保険事業状況報告（2017 年 3 月末現在）による。

3 子どもをとりまく状況

(1) 本県の出生数の減少

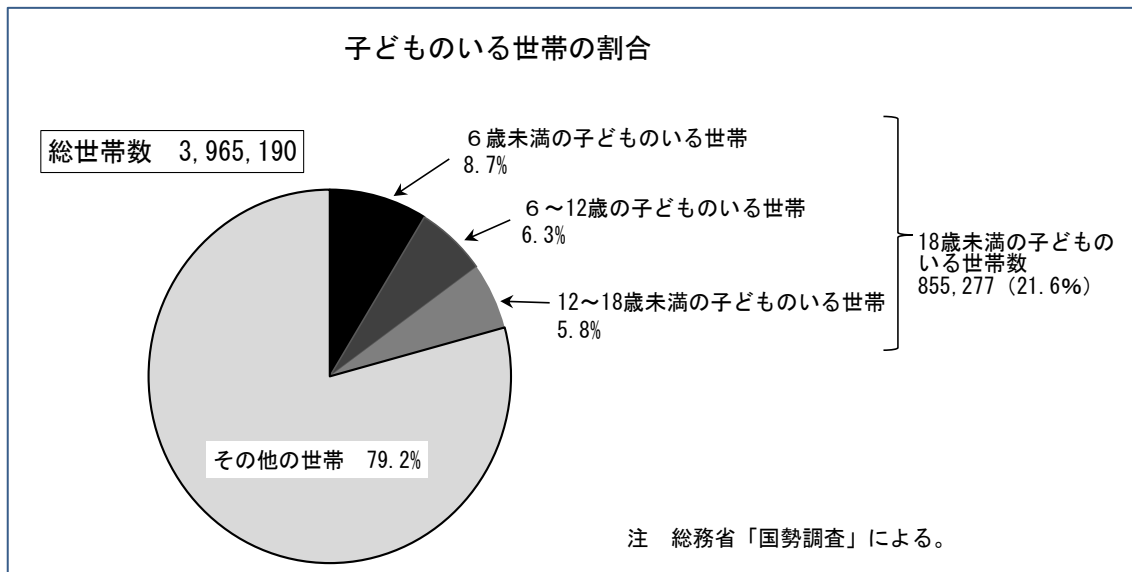
本県の出生数は、1979（昭和 54）年に 10 万人でしたが、未婚化、非婚化により、徐々に減少し、2015（平成 27）年には 7 万 3 千人に減少しています。また、2015（平成 27）年は、1 人の女性が生涯に産む子供の数（合計特殊出生率）は、1.39 となり、前年を上回りましたが、依然として、全国合計特殊出生率よりも低い状況です。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

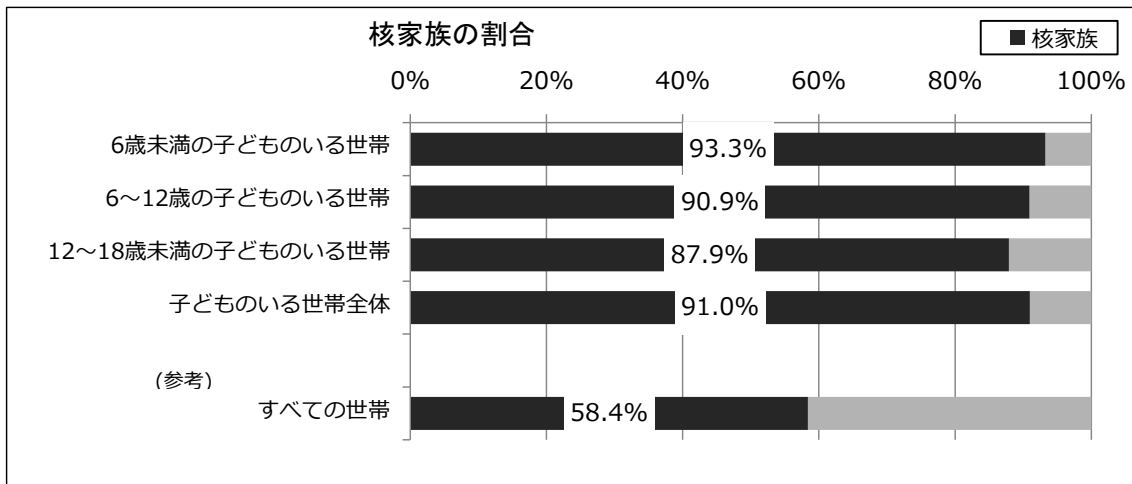
(2) 子どもがいる世帯の割合

2015（平成 27）年度の国勢調査によると、本県の一般世帯数は約 3,965 千世帯で、うち 6 歳未満の子どもがいる世帯は約 346 千世帯（8.7%）、6～12 歳未満の子どもがいる世帯は約 249 千世帯（6.3%）、12～18 歳未満の子どもがいる世帯は約 228 千世帯（5.8%）となっており、18 歳未満の子どもがいる世帯は一般世帯の約 21%となっています。



(3) 核家族の割合

2015（平成 27）年度の国勢調査によると、6 歳未満の子どものいる世帯のうち核家族の割合は 93.3%、6 歳から 12 歳未満の子どもがいる世帯では 90.9%、12 歳から 18 歳未満の子どもがいる世帯では 91.0%と、子どもがいる世帯の核家族の割合（91.0%）は、一般世帯の核家族の割合（58.4%）より大幅に高くなっています。

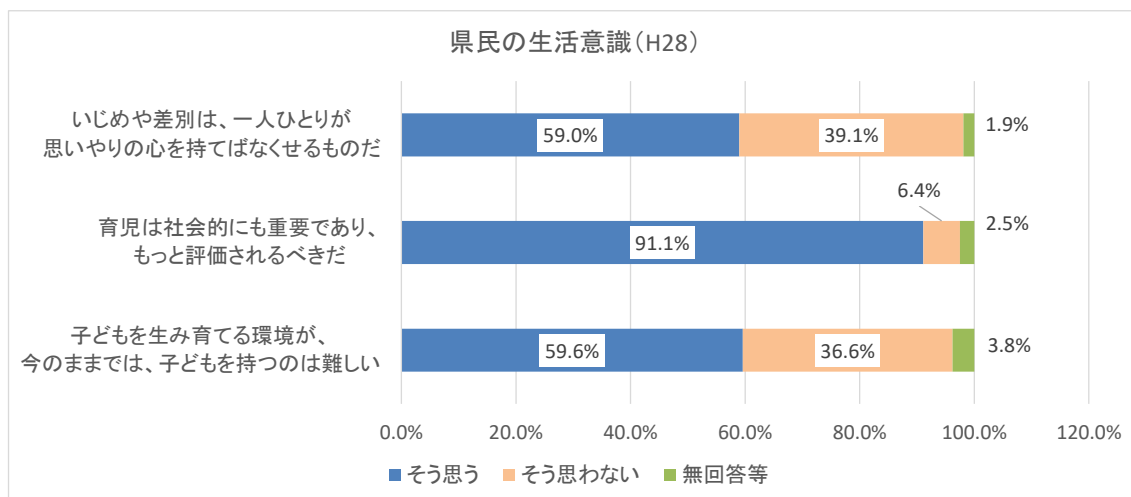


注 総務省「国勢調査」による。

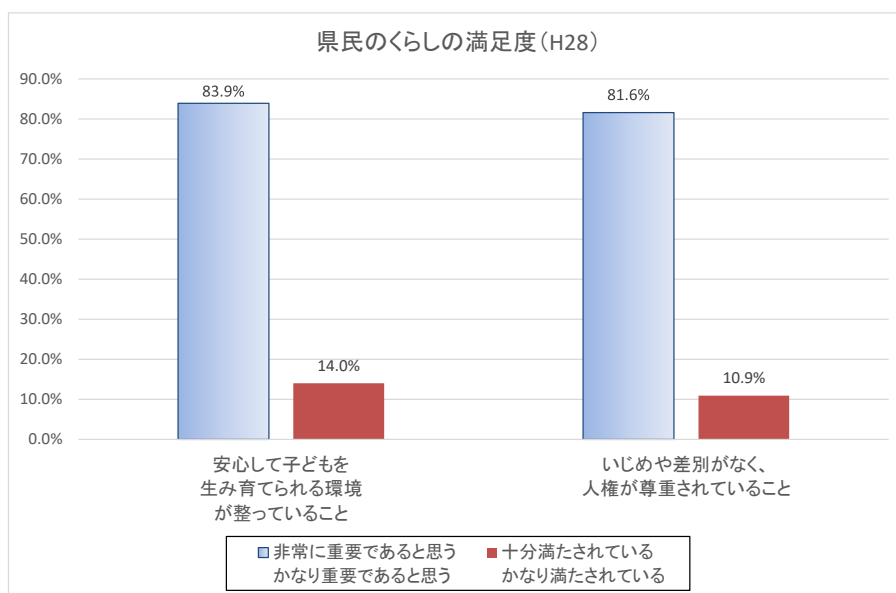
(4) 子育てをめぐる県民の意識（子育て環境への不満）

平成 28 年県民ニーズ調査結果による県民の生活意識やくらしの満足度では、「育児は社会的にも重要であり、もっと評価されるべきである。」と考える県民が 9 割を超えています。また、「安心して子供を生み育てられる環境が整っていること」を重要だと答えた県民が 83.9%に対し、満たされていると感じている県民は 14.0%となつていま

す。~~おり、子育て環境の整備が求められています。~~



注 平成 28 年県民ニーズ調査による。



注 厚生労働省の「人口動態統計」による。

(5) ひとり親家庭の状況

本県のひとり親世帯は、2005（平成 17）年には 48,976 世帯でしたが、2015（平成 27）年には 49,720 世帯に増加しています。ただし、一般世帯に占める割合は若干減少しており、特に父子家庭は、2005（平成 17）年の 6,265 世帯から 2015（平成 27）年には 5,680 世帯へ減少しています。

区 分	平成17年調査		平成27年調査		増減(世帯数)	
	全国	神奈川県	全国	神奈川県	全国	神奈川県
一般世帯	49,062,530	3,549,710	53,331,797	3,965,190	4,269,267	415,480
ひとり親世帯	841,333 (1.7%)	48,976 (1.4%)	838,727 (1.6%)	49,720 (1.3%)	△ 2,606	744
母子世帯	749,048 (1.5%)	42,711 (1.2%)	754,724 (1.4%)	44,040 (1.1%)	5,676	1,329
父子世帯	92,285 (0.2%)	6,265 (0.2%)	84,003 (0.2%)	5,680 (0.1%)	△ 8,282	△ 585

注 総務省「国勢調査」による。

(6) 母子世帯の低所得【全国】

2012（平成 24）年の一世帯当たりの平均総所得は、児童のいる世帯で 673.2 万円、母子世帯で 243.4 万円となっており、2015（平成 27）年は児童のいる世帯で 707.8 万円、母子世帯で 270.3 万円といずれも増加しているものの、依然として児童のいる世帯に比べ、母子世帯の総所得が低い水準となっています。

母子世帯の所得の状況（全国）

（1 世帯当たり平均所得金額 単位：万円）

	総所得		稼働所得		その他所得	
	H24	H27	H24	H27	H24	H27
全世帯	537.2	545.8	396.7	403.7	140.5	142.1
児童のいる世帯	673.2	707.8	603.0	646.9	70.1	60.8
母子世帯	243.4	270.3	179.0	213.8	64.4	56.5

注 1 厚生労働省の「人口動態統計」による。

- 2 その他所得：「公的年金・恩給」「財産所得」「年金以外の社会保障給付金」「仕送り・企業年金・個人年金・その他の所得」。

(7) 子どもの貧困率の推移【全国】（ひとり親世帯の高い貧困率）

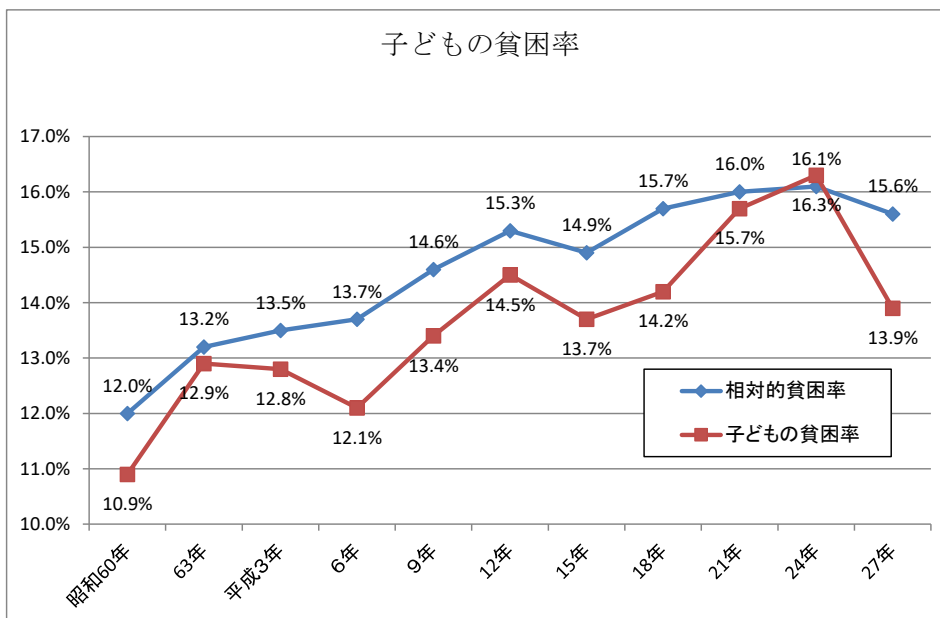
厚生労働省の調査によると、2015（平成 27）年の日本の子どもの貧困率は 13.9%となっており、2012（平成 24）年に比べ下がっています。しかし、子どもがいる現役世帯（世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯）では、大人が 2 人以上の世帯の場合の相対的な貧困率が 10%程度であるのに対して、大人が 1 人以上の世帯の貧困率は依然 50%を超えています。このことから、特にひとり親世帯は、就労していても経済的に苦しい傾向にあることがうかがえます。

貧困率の状況（全国）

		平成9年	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年
相対的貧困率		14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率		13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯		12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人		63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上		10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
貧困線		148万円	137万円	130万円	127万円	125万円	122万円	122万円

注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

2 貧困線：等価可処分所得の中央値の半分



注1 厚生労働省の「国民生活基礎調査」による。

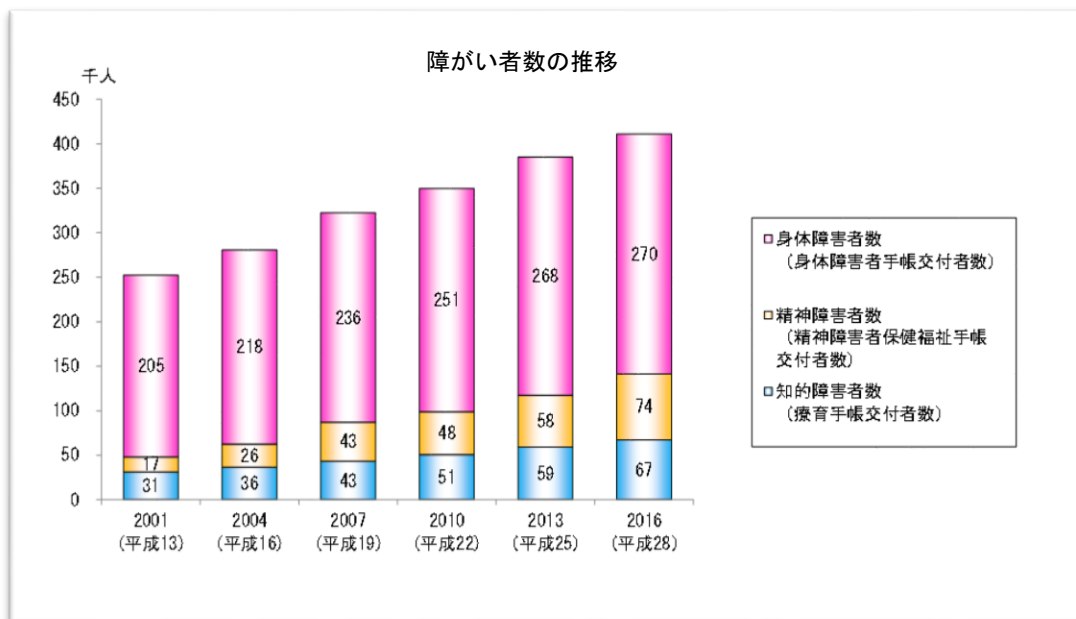
2 相対的貧困率：貧困線（等価可処分所得の中央値の半分）に満たない世帯員の割合

3 子ども：17歳以下の者をいう。

4 障がい者の状況

(1) 障がい者の増加

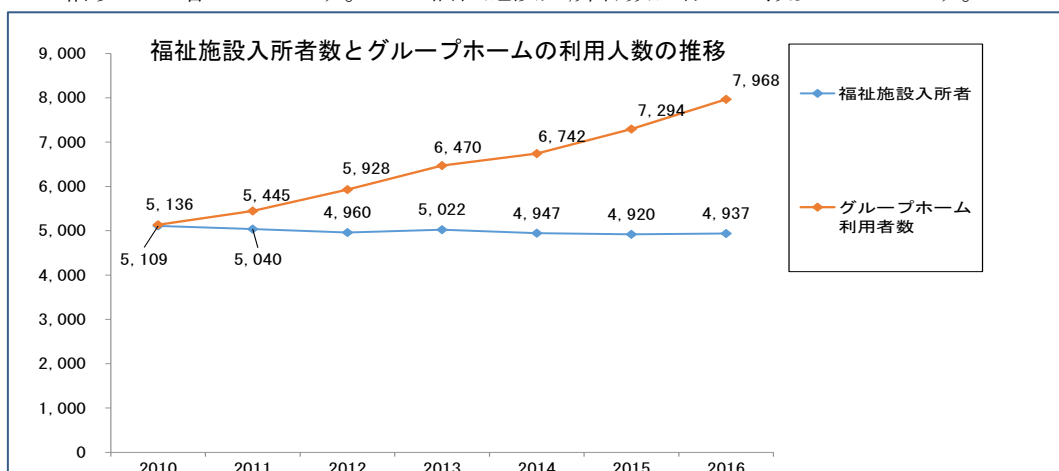
障がい者数は年々増加し、2016（平成 28）年度には、身体障害者が 26 万 9 千人、知的障害児者が 6 万 7 千人、精神障害者が 7 万 4 千人となっており、県民総数（914 万 4 千人；平成 29 年 4 月 1 日現在）に占める割合は約 4.5％（41 万 1 千人）となっています。



注 県保健福祉局調べ。（各年度 3 月末日現在）

(2) 障がい者の地域生活移行

障がい者が地域で生活する場のひとつであるグループホーム（共同生活援助事業所）の利用者数は 2010（平成 22）年に 5,136 人で、2016（平成 28）年には 7,968 人と 1.5 倍以上に増えています。また福祉施設入所者数は徐々に減少しています。



注 1 県保健福祉局調べ。

2 福祉施設入所者数、2010～2013 年までは 10 月 1 日時点、2015 年以降は年度末時点

3 グループホームは各年度の利用実績

5 高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待等の状況

(1) 高齢者虐待の状況（虐待件数の増加）

2015（平成 27）年度に虐待の事実が認められた件数は 900 件あり、その大半（871 件）が「家族等の養護者による虐待」となっています。

また、虐待の内容をみると、身体的虐待や心理的虐待が多い状況となっています。

さらに、「家族等の養護者による虐待」における虐待者をみると、息子（412 人）が最も多く、次いで娘（186 人）、夫（167 人）の順となっています。

高齢者虐待件数の推移

区 分	2015(H27) 年度	2014(H26) 年度	2013(H25) 年度	2012(H24) 年度	2011(H23) 年度
養介護施設従事者等による虐待	29 件	19 件	26 件	12 件	17 件
家族等の養護者による虐待	871 件	841 件	831 件	695 件	704 件

注 県保健福祉局調べ。（市町村への相談通報件数のうち、虐待の事実が認められた件数を計上。）

高齢者虐待の内容（2015（H27）年度；重複計上）

区 分	養介護施設従事者等による虐待	家族等の養護者による虐待
身体的虐待	32	605
心理的虐待	12	333
ネグレクト（怠慢・放棄）	4	189
性的虐待	1	4
経済的虐待	0	162

注 県保健福祉局調べ。

「家族等の養護者による虐待」における虐待者の状況（2015（H27）年度；重複計上）

虐待者	人数	割合 (注)
息子	412 人	42.3%
娘	186 人	19.1%
夫	167 人	17.2%
妻	55 人	5.7%
息子の妻	32 人	3.3%
孫	42 人	4.3%
娘の夫	24 人	2.5%
兄弟姉妹	23 人	2.4%
その他	31 人	3.2%
不明	1 人	0.1%

注 県保健福祉局調べ。（割合；人数／市町村からの虐待報告件数）

(2) 障がい者虐待の状況

2015（平成 27）年度に虐待の事実が認められた件数は 114 件あり、その大半（83 件）が「養護者による虐待」となっています。また、虐待の内容をみると、身体的虐待が最も多く（61 件）、次いで心理的虐待（40 件）、経済的虐待（30 件）、放置・放任（ネグレクト）（14 件）、性的虐待（6 件）の順となっています。

区 分	2013 (H27) 年度	2013 (H26) 年度	2013 (H25) 年度	2013 (H24) 年度
養護者による虐待	83 件	99 件	114 件	91 件
障害者福祉施設従事者等による虐待	16 件	15 件	29 件	8 件
使用者による虐待	15 件	7 件	10 件	5 件

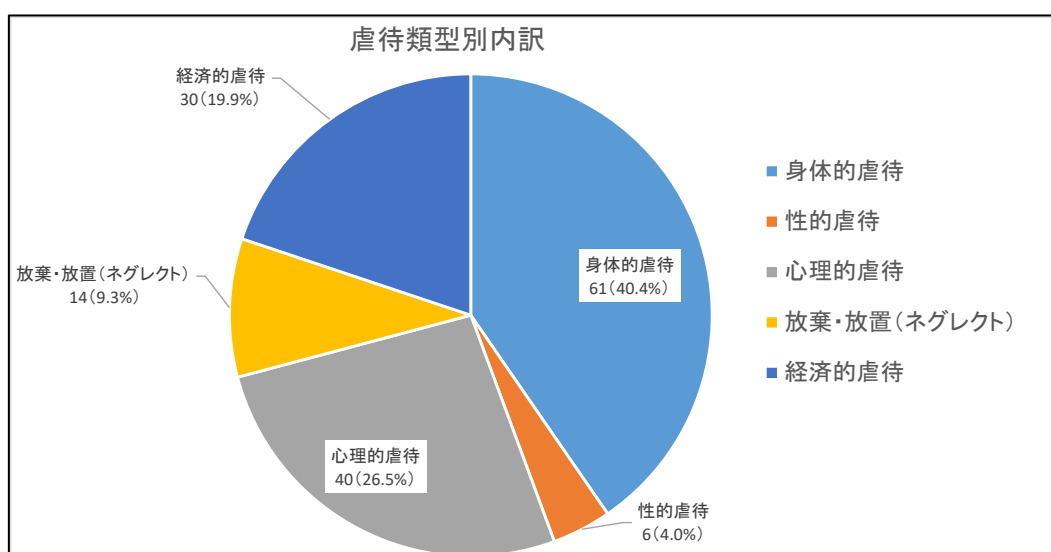
注 1 県保健福祉局調べ。

2 市町村や県への通報等のうち虐待の事実が認められた件数を計上。

障がい者虐待の内容（2015（H27）年度；重複計上）

区 分	養護者による虐待		障害者福祉施設従事者等による虐待		使用者による虐待	
		割合（注）		割合（注）		割合（注）
身体的虐待	47	56.6%	10	62.5%	4	26.7%
性的虐待	2	2.4%	4	25.0%	0	0.0%
心理的虐待	32	38.6%	5	31.3%	3	20.0%
放置・放任（ネグレクト）	14	16.9%	0	0.0%	0	0.0%
経済的虐待	21	25.3%	0	0.0%	9	60.0%

注 県保健福祉局調べ。（割合；件数／虐待件数）



(3) 児童虐待相談の状況（児童虐待相談件数の増加）

2016（平成 28）年度に県所管^域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）の児童相談所で受け付けた児童虐待相談受付件数は 3,514 件で、年々増加しており、過去最多となっています。

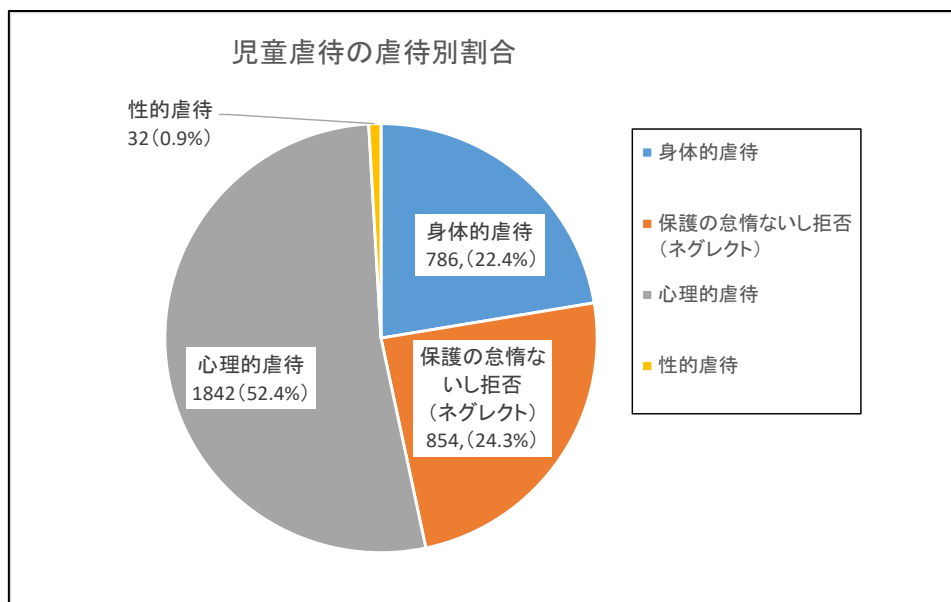
区 分	2016(H28)年度	2015(H27)年度	2014(H26)年度
虐待相談受付件数	3,514 件	3,135 件	2,707 件

注 県民局調べ。（県所管（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く。）の児童相談所で受け付けた件数を計上。）

児童虐待の内容（2016（H28）年度）

区 分	件数	割合 (注)	区 分	件数	割合 (注)
身体的虐待	786	22.4%	ネグレクト	854	24.3%
心理的虐待	1,842	52.4%	性的虐待	32	1.0%

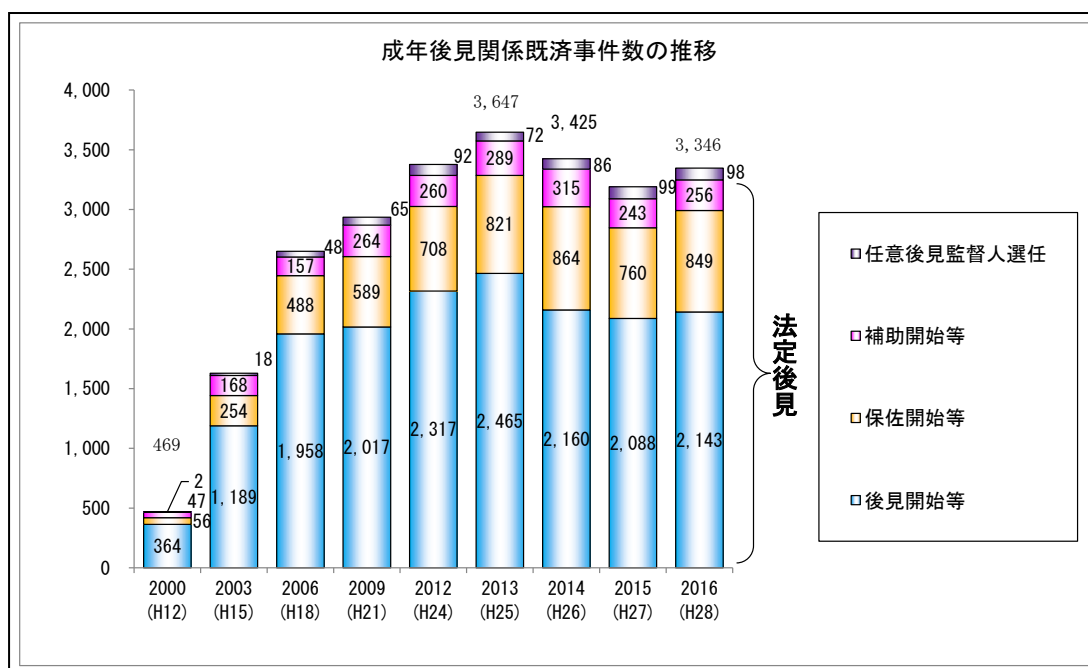
注 県民局調べ。（割合；件数／相談受付件数）



(4) 成年後見制度利用状況の推移

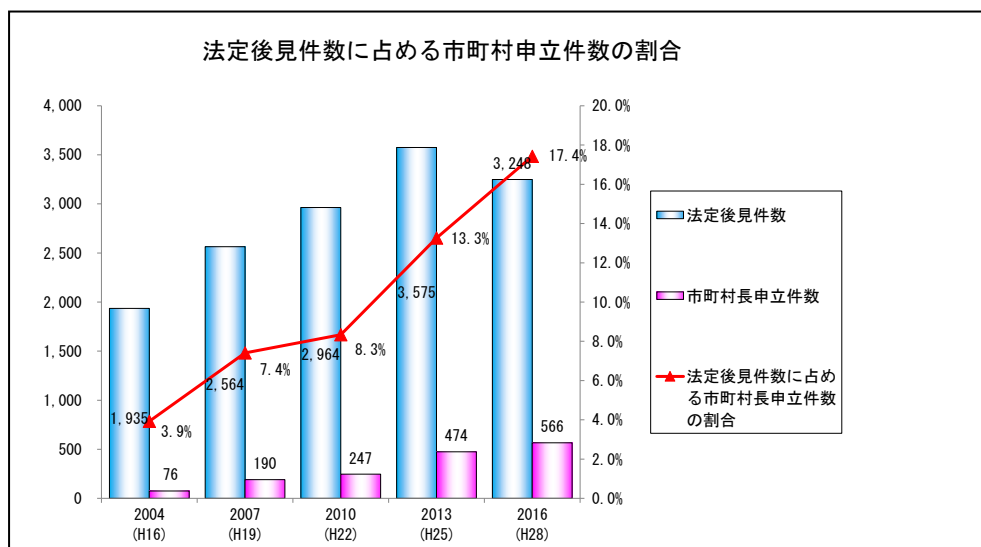
2000（平成12）年4月の成年後見制度導入以降、成年後見制度の利用状況は増加傾向にあり、そのほとんどが法定後見によるものとなっています。

また、身寄りがなく、身内から虐待を受けている、親族が協力しない等の理由により申立てをする人がいない方の保護を図る制度である「市町村長申立」についても増加しており、法定後見件数に占める割合も増加しています。



注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計。）

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。



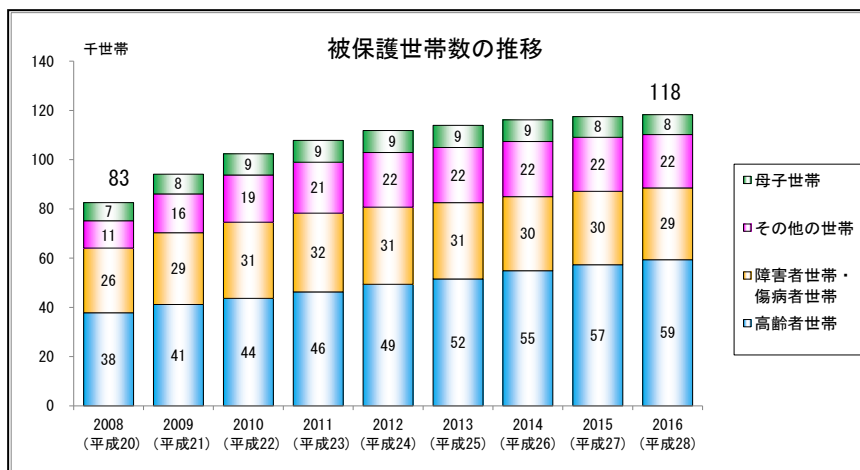
注1 横浜家庭裁判所調べ。（暦年集計。）

2 法定後見（後見開始等、保佐開始等及び補助開始等）には取消事件等を含む。

6 生活困窮者等の状況

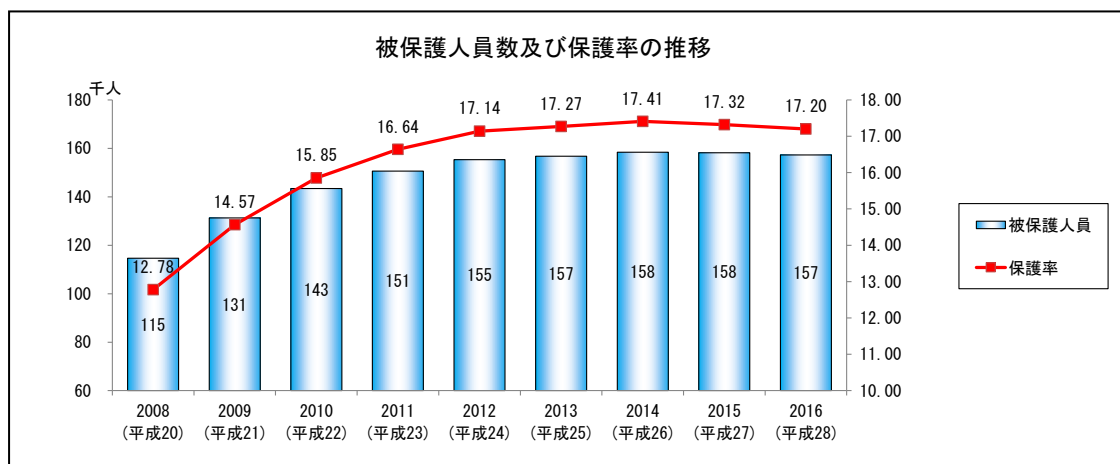
(1) 生活保護受給者数の推移（高齢者の被保護世帯の増加）

被保護世帯数は増加傾向にあり、2016（平成28）年度の被保護世帯数（11万8千世帯）は2008（平成20）年度の約1.4倍に増加しています。とりわけ高齢者世帯（5万9千世帯）は、被保護世帯数の半数を占めています。



注 県保健福祉局調べ。（各年度3月現在。総数には、保護停止中の世帯数を含まない。）

保護率^(※)も増加傾向にあり、保護の種類別扶助人員数の推移をみると、高齢者世帯の増加とあいまって、介護扶助の増加率が高い状況となっています。



注 県保健福祉局調べ。（各年度3月現在。）

保護の種類別扶助人員数（重複計上）

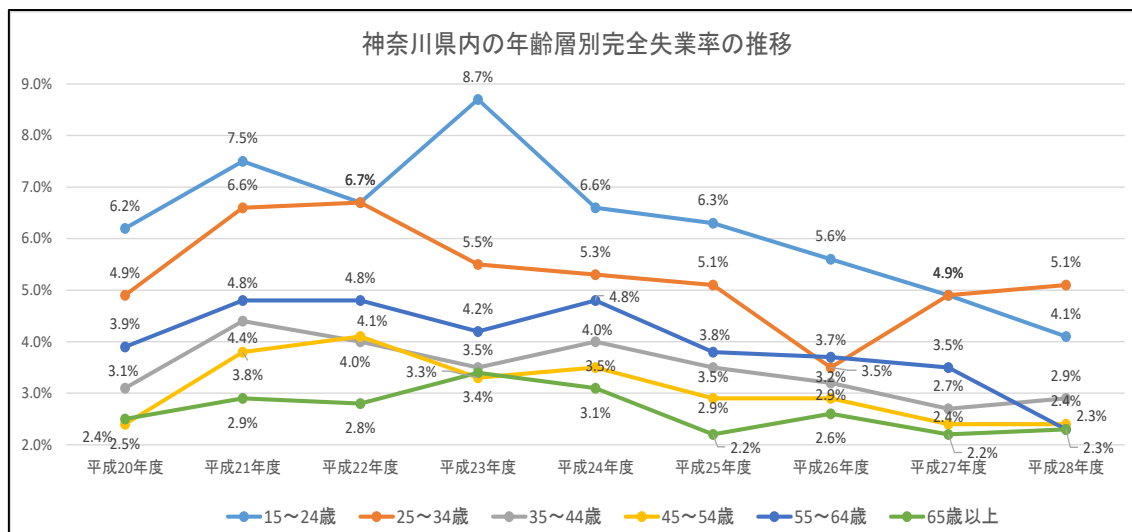
区 分	2008 (H20) 年度 (a)	2016 (H28) 年度 (b)	増加率 (b/a)
生活扶助	104,573 人	141,224 人	135.0%
医療扶助	95,119 人	136,529 人	143.5%
住宅扶助	102,410 人	142,265 人	138.9%
介護扶助	11,898 人	24,197 人	203.4%
その他の扶助	14,364 人	17,325 人	120.6%

注1 県保健福祉局調べ。（各年度3月現在。人員数は重複計上。）

2 「その他の扶助」は、教育扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の合計。

(2) 県内の完全失業率（若者の高い失業率）

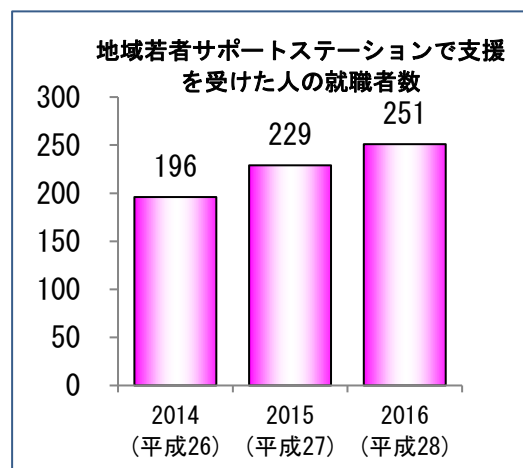
2016（平成 28）年度の県内の完全失業率は 3.1％であり、年齢層別にみると、25～34 歳が 5.1％と最も高く、次いで 15～24 歳が 4.1％となっており、若者の失業率の高さがみられます。



注 神奈川県統計センター「神奈川県労働力調査結果報告」による。

(3) 地域若者サポートステーションでの支援を受けた人の就労者数

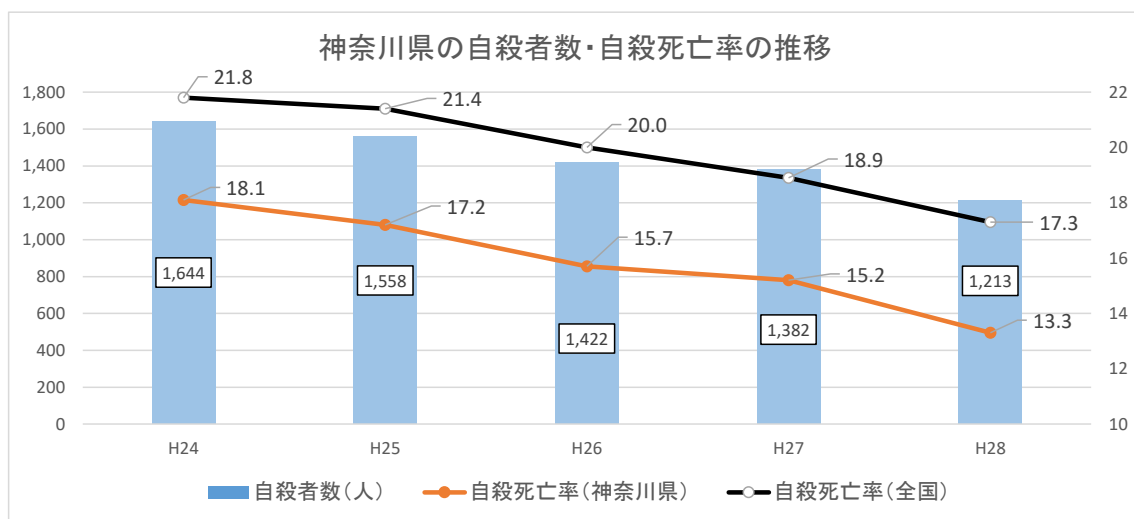
若者が職業的に自立できるよう支援する「地域若者サポートステーション」で支援を受けた人の就職者数は、2014（平成 26）年度は 196 人でしたが、2015（平成 27）年度に 229 人、2016（平成 28）年度は 251 人と増加しています。



注 県民局調べ。

(4) 県内の自殺者数・自殺死亡率の推移

県内の自殺により亡くなった人数は、5 年連続で減少しており、2016（平成 28）年の人口 10 万人当たりの自殺死亡率は、13.3 と全国で一番低くなっています。しかし、2016（平成 28）年に県内で自殺により亡くなった方は 1,213 人と依然として、多くの方が自殺により亡くなっています。



注 1 県保健福祉局調べ。

2 自殺死亡率：人口 10 万対の率で、人口は、総務省統計（毎年 10 月 1 日）現在の都道府県別総人口に基づく。

7 地域共生社会の実現に係る状況

(1) 民生委員・児童委員の状況（民生委員・児童委員の欠員数の増加）

2017（平成 29）年 4 月 1 日現在の民生委員・児童委員の状況をみると、定数 11,958 人に対して現員数 11,331 人と、充足率は 94.8%となっています。定数は年々増加傾向にありますが、充足率は低下しています。

時 点	定数(a)	現員数(b)	欠員数	充足率 (b/a)
2017(H29)年度	11,958	11,331	627	94.8%
2014(H26)年度	11,721	11,275	446	96.2%
2011(H23)年度	11,521	11,151	370	96.8%

注 県保健福祉局調べ。（各年度 4 月 1 日現在。）

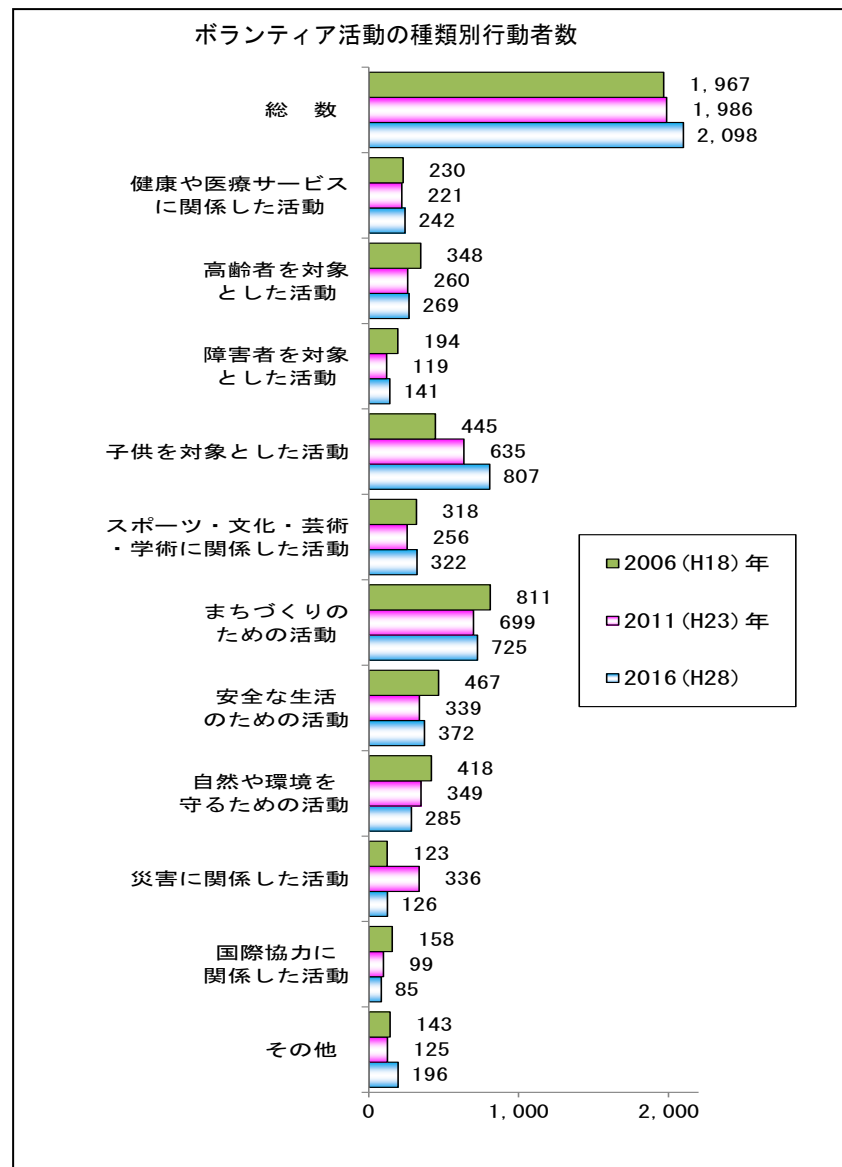
(2) ボランティア活動の状況（ボランティア活動人数の増加）

「平成 28 年社会生活基本調査」によると、1 年間に「ボランティア活動」を行った人は 209 万 8 千人となっており、5 年前より 11 万 2 千人増加しています。

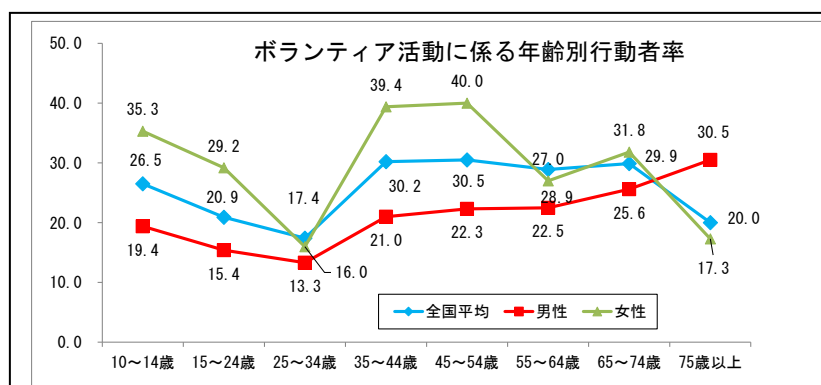
男女別にみると、行動率は男性が 21.2%、女性が 29.9%となっています。

また、年齢別にみると、男性は 65～74 歳の割合が、女性は 35～54 歳の割合が大きくなっています。

さらに、ボランティア活動の内容をみると、「子供を対象とした活動」が他の内容に比べ増加傾向にあります。



注 総務省「社会生活基本調査」による。



注 総務省「平成 28 年社会生活基本調査」による。

(3) NPO法人数の増加

NPO法人の認証件数は、1998（平成 10）年の特定非営利活動促進法施行後、急速に増加しており、2013（平成 25）年度末現在 3,306 件となっています。

また、認証法人の活動分野をみると、「保健・医療・福祉」分野が最も多く、次いで「子どもの健全育成」、「社会教育」の順となっています。

NPO法人の認証件数

1998 年度 (H10)	．．．	2012 年度 (H24)	2013 年度 (H25)	2014 年度 (H26)	2015 年度 (H27)	2016 年度 (H28)
8 件		1,330 件	1,391 件	1,444 件	1,478 件	1,491 件

注 1 県民局調べ。（各年度末現在。）

2 特定非営利活動促進法の改正により、平成 24 年度以降は県内 3 政令市分を除く。

認証法人の活動分野（上位 5 位、複数該当）

順位	分 野	件数
1 位	保健・医療・福祉	836 件
2 位	子どもの健全育成	559 件
3 位	社会教育	482 件
4 位	連絡・助言・援助	433 件
5 位	学術・文化・芸術・スポーツ	399 件

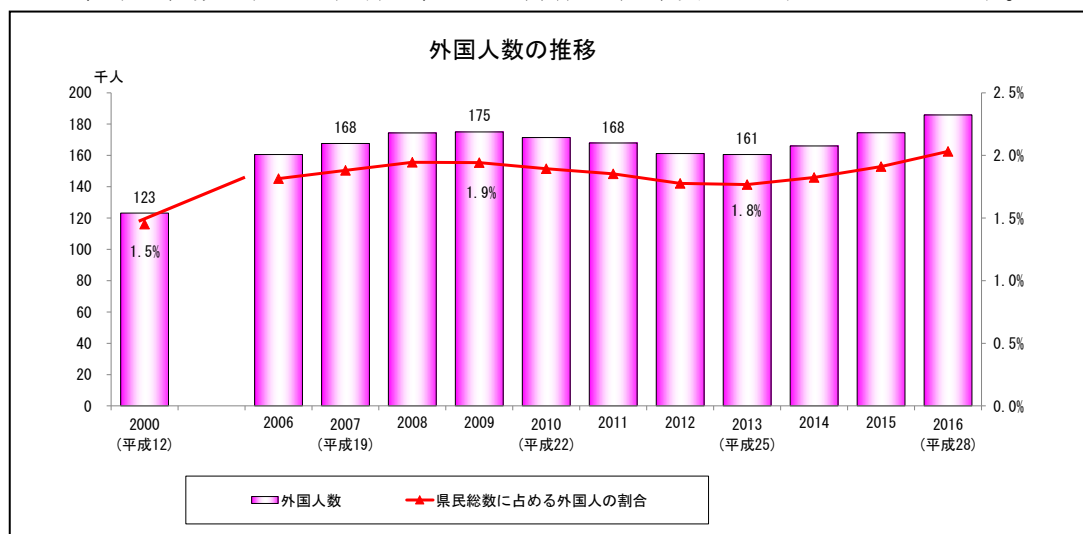
注 1 県民局調べ。（2016（H28）年度末現在。）

2 県内 3 政令市分を除く。

8 外国人数の増加

県内の外国人数は、2009（平成 21）年度に 17 万 5 千人となり、2013（平成 25）年度に 16 万 1 千人まで減少した後、徐々に増加し、2016（平成 28）年度には 18 万 6 千人となっています。

また、県民総数に占める割合は、2016（平成 28）年度で 2.0%となっています。



注 1 県民局調べ。（2012 年度までは 12 月 31 日現在、2013 年度以降は 1 月 1 日現在。）

2 県民総数は、県統計センター調べ。（各年度 1 月 1 日現在。）

外国人数を国籍（出身地）別にみると、中国籍の方とフィリピン籍の方の増加率が著しく、2016（平成 28）年度と 2000（平成 12）年度を比較すると、中国籍の方が 2.2 倍以上、フィリピン籍の方が 1.6 倍以上増加しています。

外国人数上位 5 国籍（出身地）の推移

順位	2000 年度（平成 12 年度）		2016 年度（平成 28 年度）	
	国・地域	外国人数（構成比）	国・地域	外国人数（構成比）
1 位	韓国・朝鮮	33,453 人（27.2%）	中国	60,934 人（32.7%）
2 位	中国	27,389 人（22.2%）	韓国・朝鮮	28,947 人（15.6%）
3 位	ブラジル	12,565 人（10.2%）	フィリピン	20,008 人（10.8%）
4 位	フィリピン	12,040 人（9.8%）	ブラジル	13,496 人（7.3%）
5 位	ペルー	6,920 人（5.6%）	ベトナム	7,124 人（4.3%）

注 県民局調べ。（2000 年度は 12 月 31 日現在、2016 年度は 1 月 1 日現在。）

9 バリアフリーの街づくり

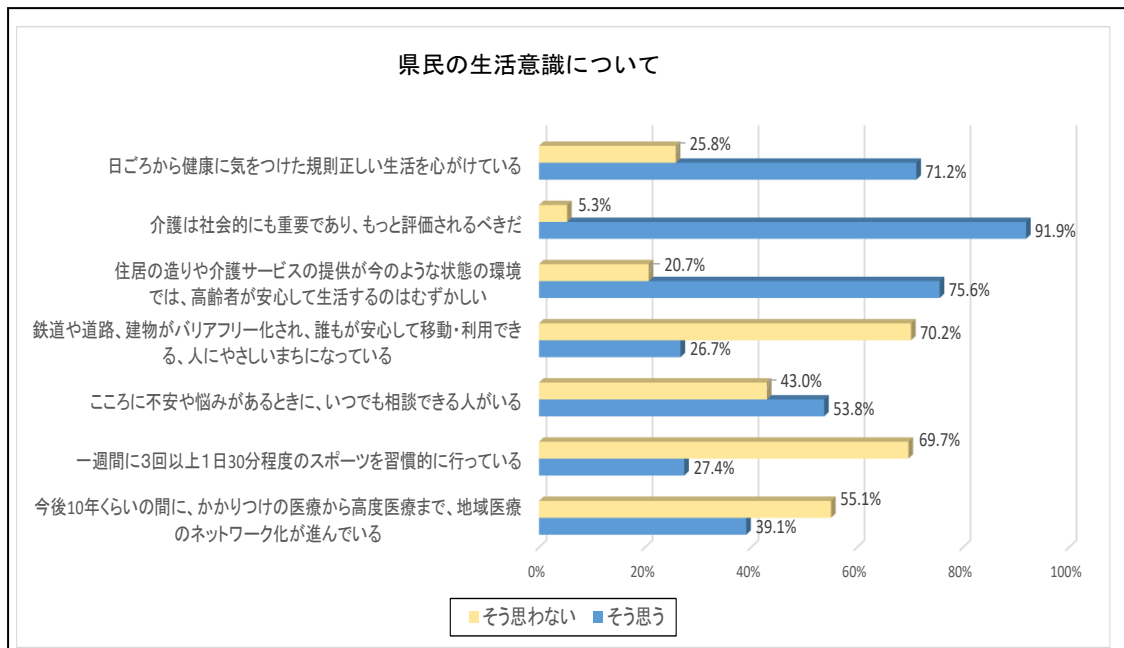
(1) バリアフリーの街づくりに係る状況

県では、1996（平成 8）年 4 月に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、公共的施設をはじめ、道路や公園を安心して快適に利用できるように必要な整備基準を定め、施設等を新築・改装するに当たっては整備基準の遵守を、既存施設については整備基準に沿った整備の努力を求めるなど、障害者や高齢者をはじめ、誰もが住みよい街づくりに取り組んできました。

その後、急速な少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）の制定など、社会環境の変化に的確に対応するため、2008（平成 20）年 12 月に条例を改正し、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」として、2009（平成 21）年 10 月から施行しています。

現在、条例に基づく実効性のある取組みを進めるため、バリアフリー街づくり推進県民会議を通して、広く県民の意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信の取組みを進めるとともに、バリアフリーの街づくりに向けた普及啓発を推進しています。

しかしながら、平成 28 年度県民ニーズ調査において、県民の様々な生活意識について調査したところ、「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できるよう、みんなが助け合う、人にやさしいまちになっている」との問いに対し、70.2%が「そう思わない」との結果となっています。



注1 平成28年度県民ニーズ調査による。

(2) 福祉有償運送の実施状況（福祉有償運送の需要の増加）

公共交通機関を利用して移動することが困難な要介護者や障がい者等を対象として、NPO法人等が、通院、通所、レジャー等を目的とする送迎を有償で行う福祉有償運送の需要は増加傾向にあります。

2015（平成27）年度の登録法人数は192件となっており、2009（平成21）年度の13.6%の増となっています。



注1 関東運輸局神奈川運輸支局調べ。（2007（H19）年度までは1月末日現在、それ以降は3月末日現在。）

2 2006（H18）年施行の改正道路運送法により、福祉有償運送制度は許可制から登録制となり、それまで事業所ごとに許可を得ていた法人が法人単位で登録を可能とする等の変更があった。

10 災害対策

(1) 避難行動要支援者名簿の策定の状況（県内市町村）

避難行動要支援者名簿については、平成 29 年 3 月現在、県内 33 市町村中、27 市町村で作成しています。

(2) 災害時通訳ボランティア登録者数の増加

県では、災害時における外国籍県民への通訳ボランティアの登録を行っています。2018（平成 30）年度に延べ 200 人のボランティア登録を目標としていますが、2016（平成 28）年度に、すでに 231 名の登録者がおり、前倒しで目標を達成しています。

災害時通訳ボランティア登録者数

	2014(平成 26) 年度	2015(平成 27) 年度	2016(平成 28) 年度	2017(平成 29) 年度	2018(平成 30) 年度
目標※	—	155	175	190	200
実績	134	168	231		

注 1 県民局調べ。

2 目標※は、かながわグランドデザインにおける数値目標。

11 地域福祉に関わる制度の主な動向

(1) 介護保険制度

団塊の世代が 75 歳以上となる 2025（平成 37）年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現するため、国において、2014（平成 26）年、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（医療介護総合確保推進法）」が成立しました。

ア 生活支援サービスの充実と高齢者の社会参加

単身世帯等が増加し、支援を必要とする軽度の要支援高齢者の増加が見込まれる中、こうした高齢者の在宅生活を支えるため、元気な高齢者をはじめとするボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制を構築することとしており、具体的には、市町村を核として、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置や協議体の設置等を通じ、住民ニーズとサービス資源のマッチング・情報集約等を行うこととしています。

イ 予防給付の見直しと地域支援事業の充実

要支援 1・2 の高齢者に対する予防給付のうち訪問介護及び通所介護について、市町村が地域の実情に応じた取り組みができる地域支援事業へ移行することとされました。これにより、介護事業所による既存のサービスに加え、NPO、民間企業、ボラ

ンティアなど地域の多様な主体による生活支援サービスが提供されることとなっています。

(2) 障がい福祉制度

2006（平成18）年に国際連合が採択した障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備が進められ、2011（平成23）年に改正された障害者基本法において、障がい者の定義が見直されるとともに、障がいに基づくあらゆる形態の差別の禁止について適切な措置を求めており、平成23年の障害者基本法の改正の際、障害者権利条約の趣旨を基本原則として取り込む形で、同法第4条に差別の禁止が規定されました。

この規定を具体化するものとして、障害者差別解消法が平成25年6月に成立し、その後、2014（平成26）年1月に、障害者権利条約が批准され、2016（平成28）年4月に、障害者差別解消法が施行されました。

また、障害者総合支援法の施行から3年経過し、法の見直しが行われました。

障がい者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充を図るほか、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備等を行うため、障害者総合支援法及び児童福祉法の改正が行われ、2018（平成30）年4月施行されます。

(3) 子ども・子育て支援制度

2012（平成24）年に成立した子ども子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援新制度」では、認定こども園の普及をはじめとする様々な取組みを行うこととされていますが、子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する「地域子育て支援拠点」について、NPOなど多様な主体が参画するとともに、高齢者や地域学生等との世代間交流や、地域ボランティア、町内会、子育てサークル等との協働など、様々な地域住民・団体との支援・協力関係を構築することとしています。

(4) 生活困窮者自立支援制度

生活保護受給者や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援策（いわゆる「第2のセーフティネット」）の強化を図るため、平成25年、生活困窮者自立支援法が制定され、平成27年4月から施行されました。

この制度により、全国の福祉事務所設置自治体が実施主体となって、必須事業の自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、任意事業の就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業など、生活困窮者の自立を促進するための取組みが行われています。